

狭山池周回道路 一部閉鎖部分の開放を求める 請願について

狭山池は、昭和57年の8月1日に台風第10号による下流での床上浸水する状況が発生したのをきっかけに、平成の大改修に着手し、約14年の歳月かけて完成した。

この改修工事の際に富田林土木事務所と狭山地区が交わした「周回道路の一部を閉鎖し管理道路とする」との約束が今でも生きています。16年間現状維持なのは①「覗かれるから」②「歩行者がやかましいから」が主な理由である。しかし、16年を経た現在、国の史跡狭山池の堤の一部が未供用なのは問題であり、多くの市民、障がい者はこの部分の開放を望んでいる。民法の第1条にも「私権は公共の



福祉に遵う」とある。「閉鎖による不利益」と「開放に伴う不利益」の比較較量が重要であり、富田林土木事務所と狭山地区の約束の基礎となった事柄を当事者間でよく話し合い、障壁となる事項を取り除いた後で、当該部分の開放を強く求めるものである。

既に、我々は大阪府と本市に多くの市民の署名簿を提出した。市議会の請願審議の中で「約束を守るのが行政である」などの意見が出たが、時代は変化して行く。行政の措置と云えども未来永劫続くものではなく、普段の見直しが求められている。



平成28(2016)年8月1日

大阪府知事 松井一郎 様

大阪狭山市議会議員
小原 一浩・上谷 元忠

公開質問状

(狭山池周回道路「一部通行止め」開放について)

首題の件に関して、さる4月14日付けで貴職に対して、署名簿を添付した要望書を提出いたしました。いまだに回答を頂いていません。その後、どのような処置を講じられているか、ご回答をお願い申し上げます。関係書類の情報開示を求めて、当時の書類関係を精査しました所、「池の堤の完成後に住民のプライバシーの保護に配慮します」との文書が残っていて、それ故に16年間に亘って当該部分が管理道路として一般供用をしていないようです。「約束」は、しかし未来永劫の存在ではなく、世の中や環境の変化に合わせて見直すべきものであると考えます。頑なに「約束」に固持せず、実態を把握して頂き、多くの市民が望まれている方向で解決して頂きたいをお願いします。

以上

一方、市議会の請願書の審議過程の中で、請願書の文面に対する批判的な発言にはいささか驚いた。市議会への請願書や陳情書にしても文言問題よりも趣旨・内容が重要である筈である。また、広く市民や府民全体のことを考えて行政執行をして頂きたいものである。